

議 事 録

平成30年8月22日作成

会議名	平成30年度 第1回 木更津市地方卸売市場運営審議会		
開催日	平成30年8月21日(火)	場所	木更津市公設地方卸売市場 管理庁舎2階 会議室
時間	午後1時～午後1時50分		
出席者	委員 岡田貴志 松崎正男 荒井弘導 鈴木良次 和田正美 吉田正己 渡辺 昇 渡邊 隆 栗田静子 磯貝正一 嶋飼康浩 市側 栗原経済部長 高橋次長 嶋野市場長 板橋副主幹		
議題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 市場取引委員会委員の選任について (3) 木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針(案)について (4) 今後の取組みについて		
公開・非公開の別	公開	非公開理由	—
傍聴者	2名		
配付資料	・会議次第 ・木更津市公設地方卸売市場条例等 ・木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針(案) ・今後の取組み ・平成29年度年報		
概要	下記のとおり		

(概要)

事務局 本日は、ご多用中のところご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、平成30年度第1回 木更津市公設地方卸売市場運営審議会を開催いたします。なお、本日、池田委員、梅澤委員につきましては都合により欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、本来ですと市長からご挨拶を申し上げるところではございますが、市長は他の公務のため出席することができませんでしたので、市長に代わって栗原経済部長からご挨拶申し上げます。

栗原経済部長 (挨拶)

事務局 本日は、委員委嘱後の初めての審議会でございますので、各委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。名簿順に岡田委員から順番にお願いいたします。

(各委員自己紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(部長から順次自己紹介)

事務局 会議に入る前にご報告申し上げます。この審議会につきましては「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。

本日の傍聴人は2名であります。

また、会議録作成のため録音させていただきます。ご了承ください。

事務局 それでは改めまして、ただ今から、「地方卸売市場運営審議会」を開催いたします。本会議の議事進行につきましては、「地方卸売市場運営審議会規則」第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日、委嘱後、最初の会議でございますので、会長が決定しておりません。そこで、会長・副会長が選出されるまで、栗原経済部長が、仮議長を務めさせていただきます。

栗原経済部長 経済部長の栗原でございます。会長・副会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。本日の出席委員は、11名でございます。よって、木更津市地方卸売市場運営審議会規則第3条第2項の規定による、過半数の出席をいただいておりますので本会議は成立いたします。

それでは、議題1「会長・副会長の選任について」を議題に供します。会長・副会長の選任は、木更津市地方卸売市場運営審議会規則第2条第1項の規定により委員の互選となっております。選出方法はいかがいたしましょうか。

渡辺委員 「指名推薦」でいかがでしょうか。

栗原経済部長 ただ今、渡辺委員より「指名推薦」との意見がありましたが、他にご意見ございませんでしょうか。ご意見がなければ、「指名推薦」の方法を取りたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、「指名推薦」とさせていただきます。どなたか、「会長・副会長」の推薦をしていただけますでしょうか。

松崎委員 会長に、木更津市議会議員 岡田貴志氏、副会長に木更津市農業協同組合 代表理事組合長 梅澤千加夫氏を推薦します。

栗原経済部長 ただ今、松崎委員から会長に岡田委員、副会長に梅澤委員との指名がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、左様決定させていただきます。それでは、今後の進行につきましては、新会長の岡田委員に議長をお願いすることとさせていただきます、これで、仮議長の任を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局 それでは、岡田会長、会長席へご移動願います。

誠に恐れ入りますが、岡田会長より一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

（岡田会長挨拶）

ありがとうございました、これより議事進行につきましては、岡田会長にお願いしたいと思います。それでは会長よろしくお願いいたします。

岡田会長 それでは、議題2の「市場取引委員会委員の選任について」でございますが、委嘱後、初めての会議であり委員の皆さん「市場取引委員会」と言うものがどのようなものか分からないと思いますので、事務局より説明をお願いします。

嶋野市場長 それでは私から、「市場取引委員会」について、ご説明させていただきます。お配りした資料の「公設地方卸売市場条例」をご覧ください。

まず、市場取引委員会の所掌事務につきましては第64条に規定されておりました、条例第61条の第2号及び第3号に関する事項について調査審議することとされております。具体的に申し上げますと、次のページ千葉県卸売市場条例の抜粋をご覧ください。第3条、第1項の第3号から

第7号に掲げられている事項と市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するために必要な事項について調査審議していただくこととされております。

続きまして、資料3ページの「地方卸売市場運営審議会規則」をご覧ください。第4条において審議会に市場取引委員会を置くこととされております。そして同条2項では、取引委員会は、9名以内で組織すること、また、同条3項では、審議会委員のうち、卸売業者、買受人、生産者及び出荷者代表、並びに学識経験者のうちから審議会会長が選任することとされております。私からの説明は、以上でございます。

岡田会長 事務局の説明のとおり、市場取引委員会については、地方卸売市場審議会規則第4条第3項の規定によりまして、「市長が委嘱した審議会委員のうち、卸売業者、買受人、生産者及び出荷者代表並びに学識経験者のうちから審議会会長が選任する」こととなっております。

そこで私から、次の9名の方を市場取引委員会委員に選任いたします。事務局の方、案を配付してください。

(事務局 委員案配付)

ただ今、お手元にお配りいたしました、委員名簿(案)をご覧くださいと思います。市場取引委員会には、学識経験者から、梅澤委員。卸売業者から、松崎委員、荒井委員。買受人から、鈴木委員、和田委員、吉田委員、渡辺委員。生産者及び出荷者代表から、磯貝委員、鳩飼委員、以上9名とさせていただきます。

委員の皆様、よろしく願いいたします。

次に議題3「木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針(案)について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局 この議題につきましては、本審議会への諮問事項とさせていただきたいと考えており、諮問書を提出させていただきます。

栗原経済部長 (諮問書を朗読し、会長へ手渡す)

岡田会長 それでは改めまして、只今、市長から諮問を受けました、議題3「木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針(案)について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

嶋野市場長 それでは、「木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針(案)について」ご説明させていただきます。

まず、この基本方針(案)につきましては、市場関係者と千葉県及び近隣3市の担当者を含めた基本方針検討会議を開催し、意見を取りまとめ素案を作成いたしました。

その後7/1から7/31まで間、市民からの意見公募を実施いたしました。意見公募による意見の提出が無かったことから、先日配付させていただいた素案から変更は加えていないことをご報告させていただきます。

では、市場再整備に向けた基本方針(案)の1ページをご覧ください。まず、策定の趣旨でございますが、開設後45年以上経過し、施設・設備の老朽化が進んできたこと、さらには耐震性能の不足、社会情勢の変化に起因した市場外流通の増加等による取扱高の減少傾向が続く中で、市場機能を維持していくとともに、将来にわたり市場及び地域の活性化が図られるよう、市場再整備に向けた方向性を示すことを目的としています。

続きまして、基本方針策定にあたり、上位計画等の位置付けについて整理し、3ページに一覧表として示してございます。続きまして4ページから市場を取巻く状況について整理いたしました。全国的には市場で取扱う野菜・果物・鮮魚における国内需要量はいずれも減少傾向にあります。

また、卸売市場が担う機能は、消費者ニーズへの柔軟な対応力、取引の広域化、品質・衛生管理

の強化等、これまでに無い、大きな変化が求められております。

次に②の「民営化及び規制緩和の動きについて」でございます。平成16年の卸売市場法の一部改正により、中央卸売市場の地方転換を含めた再編が促進され、更には下段の表にお示しするように地方卸売市場においては公設から民営への移行が進んでおります。

5ページをご覧ください。

②の「卸売市場法の規制緩和について」でございますが、卸売市場法で規制されているものを一部緩和する卸売市場法改正案が国会に提出され、本年6月に成立いたしました。今後は更に民間企業の参入が見込まれるところでございます。

次に千葉県内の状況でございます。県内の消費地市場は30市場あり、このうち、公設市場は木更津市場を含め6市場あります。下段の表をご覧ください。第10次千葉県卸売市場整備計画において、千葉県内卸売市場の青果及び水産物の流通量の平成32年度の見通しは、いずれも減少する見通しとなっております。

7ページをご覧ください。

木更津市周辺の市場を取り巻く状況を整理し、これらを今後の方向性の検討にあたっての前提条件といたしました。まず、①の立地特性でございますが、木更津市場は千葉県内の最南端に位置する公設市場として、各種広域幹線道路の結節点に位置することから、南房総の生鮮食料品を首都圏の大消費地へ流通するハブ機能を有していると考えております。

8ページをご覧ください。

人口の推移でございますが、木更津市及び周辺3市においても将来的には減少傾向が推測されております。次に8ページから10ページにかけては、木更津市場及び県内市場の取扱量の推移をお示ししております。木更津市場の青果部門及び水産物部門の取扱量につきましては、平成19年度からの10年間で、取扱量は約3割減少しております。千葉県内の卸売市場においても減少傾向にありますが、本市場と比較すると減少幅は小さいものとなっております。この中で注目すべき点として、水産物部門において、平成25年度からの4年間は連続して増加しております。卸売業者によりますと、この売上げ増加の実績については、これまでにない営業努力と消費者ニーズに対応した商品管理への設備投資が要因であるとのことでございます。

また、青果・水産とも、平成28年度の取引実績において、売上先における近隣4市が占める割合は約7割となっており、本市場が近隣4市へ生鮮食料品を提供する拠点となっていると考えられます。

次に、10ページ下段の表をご覧ください。

木更津市場との取引が想定される店舗として4市の大規模店舗の立地状況でございます。このうち、現在取引のある店舗は9店舗でございますが、今後の大きな需要の可能性として整理いたしました。

11ページから12ページは卸売業者・買受人・生産者等の市場関係者の意見等について整理いたしました。その結果、施設については老朽化、耐震性の不足、雨漏り、動線の交錯、温度管理機能の不足等が指摘され、新たに導入を希望する機能としては、商品の加工処理施設、食堂や一般向け販売、物流機能などの意見と、アウトレット等の周辺施設との連携に期待する意見もございました。そして、生産者からは将来的にも現場所での市場の存続を希望するという意見を多くいただきました。

また、卸売業者から今後の展望として、物流機能の拡充により取扱量の増加を期待しており、取引先の信用面から「公設」の維持を希望することや、現状施設のままでは民営化の検討は困難であ

るとの意見がございました。

13 ページをご覧ください。

新たに導入する機能について、民間企業参入の可能性を探るため、官民連携による施設整備や収益施設の整備・運営実績を有する建設業者、リース・不動産業者、運營業者、などから意見を伺いました。その結果、民間活力による収益事業として導入が検討できる機能としては飲食販売、レストラン、おみやげセンターなどの意見があり、本事業及び立地にはポテンシャルを感じており、市側の条件等が整理されれば参画を検討したいという意見をいただきました。

14 ページをご覧ください。

本事業への提案として、公募にあたっては補助金や規制緩和などを活用し、事業者が参入しやすい柔軟な条件設定として欲しいこと、また、周辺幹線道路への交通アクセスの改善が課題であることや賑わいが定着した後に民間収益施設の整備を進めることが望ましいなどの意見もございました。

15 ページをご覧ください。

これまでの結果により、木更津市場が抱える課題及びその対応策について整理いたしました。一つ目が施設の耐震性能不足の解消、二つ目が施設等の老朽化等による商品管理機能不足への対応、三つ目が取扱量減少への対応、四つ目が民間活力による市場及び地域の活性化、この4点への対応が必要であると考えております。

16 ページをご覧ください。

以上までの結果を踏まえ、基本方針の基本的な考え方として、次の3つの柱を建てることといたしました。

一つ目が耐震性能の確保及び商品管理機能の向上でございます。施設の耐震性能の不足については、市場利用者の生命に関わる最も重大な課題であるとともに、食品管理機能不足については食の安全性を脅かす喫緊の課題であることから、早急に施設の再整備を進め、安全性の確保及び商品管理機能の向上を図ります。

二つ目が取扱量の増加による市場及び地域活性化でございます。市場取扱量の増加に向けた新たな取組や機能を導入することで市場及び地域の活性化を図ります。

三つ目が民間活力導入による事業推進でございます。ハード及びソフトを含め、市場の再整備にあたり、民間の資金やノウハウを積極的に活用することで、市の財政負担の軽減及び効率的な事業推進を図ります。

17 ページをご覧ください。

この基本的な考え方を踏まえ、再整備に向けた運営主体、整備工法、施設規模等の方向性について、それぞれ整理いたしました。

なお、今後、事業の実施に必要な経営展望（戦略等）の策定を進めていきますが、整備工法・施設規模等につきましては、その結果を反映したものとまいります。まず、運営主体 これは開設者のこととございますが、民営化された先進事例のほとんどが民営化以前から運営を行っていた卸売業者等へと移行が行われており、移行の前準備とした施設整備等を実施している市場が多く見られます。木更津市場につきましては、卸売業者へのヒアリング調査において「現状施設のままで民営化は検討できない。」等の意見を伺っており、民営化を検討する以前に、施設整備等の準備が必要であると考えられます。

また、市場の取扱高増加のためには、産地や消費者等との信用力が必要であり、当面の間、「公設」を維持することとしております。そして、市場運営の民営化につきましては、施設整備後の状

況により改めて民営化に向けた検討を行うこととしております。

次に整備工法についてでございますが、施設が一新することにより耐用年数が飛躍的に延長される点や民間活力を導入しやすい点から、木更津市場においては建替を基本として整備を進めます。

ただし、施設再整備後の急激な使用料の上昇は卸売業者等の経営を圧迫することが懸念されるため、卸売事業者等との十分な協議が必要です。としております。

18 ページをご覧ください。

次に商品管理機能についてでございますが、売場施設の開放性や温度管理機能の不足については食の安全性を脅かす喫緊の課題であることから、再整備にあたっては商品管理機能向上のため外気の影響を遮断する密閉型の施設とすることを基本とします。次に施設規模についてでございますが、農林水産省の算定基準に基づき、必要最小限の規模となるよう設定していきたいと考えております。現在のところ、必要規模として青果部門は 2,800~3,800 m²、水産物部門は 900~1,200 m²と設定いたしました。次に機能拡大についてでございますが、市場取扱量の増加に向けた加工処理施設、一般向け販売施設、物流施設、飲食施設等の新たな機能について、積極的に導入していくことを基本とします。

次に、整備・運営手法についてでございますが、市場本体施設については、国の補助金（強い農業づくり交付金）を想定しておりますが、この実施基準に「原則として PFI 事業の活用を図るものとする」との記載があるため、PFI 手法を基本としてまいりたいと考えております。ただし、今後の事業実施可能性調査等の結果を踏まえ、PFI 手法に限らず最も適すると判断された事業手法を採用することとします。

19 ページをご覧ください。

市場付帯施設（倉庫、民間収益施設等）につきましては、民間による整備を基本とします。としております。

20 ページをご覧ください。

次に事業のスケジュールについてでございます。共用開始までに PFI 手法の場合は 5 年から 6 年、従来手法の場合は 4 年から 5 年程度必要であると想定しておりますが、事業実施に向けた財源確保等の状況によっては実施時期が変更となる場合があると考えております。

最後にその他として市場の再整備に伴い、民間収益施設等による集客規模の拡大などが見込まれる場合については、中心市街地やみなと周辺における新たな賑わい創出の観点からも交通アクセスも含めた環境整備について検討していく必要があります。としております。基本方針（案）の説明につきましては以上でございます。

なお、この案につきましては、本審議会の審議をいただいた後に正式に公表してまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

岡田会長 事務局の説明が終わりました。ご質問・意見等ございましたらお願いいたします。

荒井委員 この基本方針は市場関係者で幾度も協議・検討して取りまとめたもので、この基本方針を元に再整備計画を進めていただきたい。

議員委員 この計画は市場を建直す計画ですか。

嶋野市場長 建替えて新たに建築する計画になります。

議員委員 場所は同じところですか？

嶋野市場長 具体的には未定ですが、現在の敷地の中で再整備する形で進める方向です。

議員委員 利用している生産者として心配しているのは、大規模店舗をかなり意識したような設計

になっているのかなと思えます。零細な生産者には、ロットをまとめるとか安定的に提供するのなかなか難しいことです。生産者も高齢化しているし、地元の小さい生産者がうまく売れる方法があるのかなと不安があります。

市場を今後もずっと利用しようと思っていますが、買う人が大きいロットで要求してくるので、生産者としてはそれに応えることができないというギャップがあります。うまく売れる方法があるのかどうか心配です。

嶋野市場長 この基本方針は今後の市場施設整備の大きな方向性についてお示したものでございます。今年度の作業としてそのような経営上の問題も含め、市場の戦略としてまとめようとしており、その中で解決していきたいと考えております。

荒井委員 基本的に良いものを提供していくのが重要で、小さいものでも大事で、ロットが大きければいいものではありません。市民を大事にしていくという気持ちが基本方針には書かれています。

岡田会長 他にご意見ご異議等ございませんでしょうか。無いようですので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。「木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針（案）について」原案どおりすることに賛成の方は挙手をお願いします。

「挙手全員であります。」

よって、「木更津市公設地方卸売市場再整備に向けた基本方針（案）」につきましては、原案どおり承認することといたします。以上で、諮問書についての審議は終了しましたが、ここで市長に答申するための答申書（案）を作成いたしますので、この間、暫時休憩いたします。

岡田会長 それでは休憩を取消し、会議を再開いたします。休憩中に、事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局から朗読させます。

嶋野市場長 それでは、私から答申書の案を朗読させていただきます。

（答申書（案）を朗読）

岡田会長 それでは、お諮りいたします。ただいまの答申書（案）により、市長に答申したいと存じますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「挙手全員であります。」

では、この案で市長に答申いたします。ここで、議長の任を降ろさせていただきます。慎重なご審議をありがとうございました。

事務局 岡田会長、ありがとうございました。続きまして、岡田会長から部長へ答申書をお渡しいたしますが、答申書作成の間、しばらくお待ちください。

事務局 お待たせいたしました。答申書が出来ましたので、岡田会長、経済部長、前方までお願いいたします。

岡田会長 （諮問書を朗読し、経済部長へ手渡す）

事務局 続きまして、議題4「今後の取組みについて」についてでございますが、こちらは報告事項となります。事務局からご説明させていただきます。

嶋野市場長 それでは、「今後の取組みについて」ご説明させていただきます。資料の「地方卸売市場再整備に係る今後の取組み」をご覧ください。本日、ご審議いただきました基本方針につきましては、ご承認をいただきましたことから、今後、HP等により公表してまいりたいと考えております。

また、本年度の作業といたしまして、経営展望（経営戦略）の策定を予定しております。この経営展望とは開設者及び市場関係者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、卸売市場のあり方、位置付け、役割、機能強化等の方向、将来の需要・

供給予測を踏まえた市場施設整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の経営戦略を策定するもので、それぞれの立場での行動計画等を明確にしていくもので、年度内の策定を予定しています。

また、サウンディング型市場調査も実施していきたいと考えております。この調査は市場の再整備に向け民間活力導入の可能性を探るため、事業参入の可能性が見込まれる事業者から、そのための前提条件等を対話形式でお伺いするもので、経営展望の策定と並行して実施してまいります。

また、その他といたしまして、本年度策定が予定されている木更津市第2次基本計画等へ市場再整備事業を位置付けるとともに、来年度以降の予算確保等の取組みを進めてまいりたいと考えております。また、参考資料として私共で作成しております昨年度の年報をお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 只今の説明について、何か質問等がございますか。

(質問等なし)

本日の議題は全て終了しました。以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。